県民のみなさまによる
自主的な文化事業を支援します。

平成29年度

しまね文化ファンド 助成事業

募集

夢、飛びはばたくとき。

地域文化振興

島根の歴史や神話・民話、文化財や風土を素材にして仕立てられる文化事業

芸術文化振興

多様な芸術文化活動の活性化を目指す文化事業

国際文化交流

国際文化交流の推進を目指す文化事業

受付期間

前期

平成28年
11/21(月) ▶ 12/20(火) 当日消印有効

[助成決定予定]平成29年2月下旬
[事業実施期間]平成29年4月1日(土)～平成30年3月31日(土)

後期

平成29年
5/1(月) ▶ 5/31(水) 当日消印有効

[助成決定予定]平成29年7月下旬
[事業実施期間]平成29年9月1日(金)～平成30年3月31日(土)

助成基準

■助成対象となる団体

島根県内の民間団体(「団体等」という。)が対象です。

- 法人格の有無は問いませんが、組織および責任の所在が明確で、確実な経理処理ができる団体に限ります。
- 営利法人(企業)や公的機関は対象外です。また、それらが実質的な主体者である場合も対象となりません。
- 団体が未発足の場合は申し込みできません。
- 個人については、全国的な意義と波及効果のある事業に限定します。(必ず事前にご相談ください。)

■選考基準

申請団体が自主的に行う先駆的・模範的・実験的・創造的な文化事業で、広く一般に公開して行われるものを対象とします。(島根県民が主体者であることが前提です。)

次のような事業は**助成対象外**です。

- 申請団体が自ら出演(出品)せず、鑑賞にとどまる事業
  (ゲストを主体とする事業、他から作品などを借用して行なう展覧会や映画鑑賞会、講演会など)
- 他者が主催する事業に参加するための費用申請
  (ただし、国民文化祭、特に認められた海外事業は除く)
- 地方公共団体の関わりが強い事業、また学校行事や部活動・学園祭・課外活動の類
- 営利につながる可能性がある事業(販売活動)、政治や宗教に関する事業
- いわゆる教授所、教室が行う稽古事や温習会、また家元制度的な特定流派が単独で行う事業
- 事業効果が団体構成員にとどまる事業(会員中心の講習会など)
- 特定の企業名などが付いた、いわゆる名称冠事業
- 開催地持ち回りで毎年実施される定期大会など
- スポーツ競技事業
- 飲食を中心とした事業、娯楽的要素が強い事業

国際文化交流を目的とした海外渡航事業についての基準

- 申請団体自らが日頃の文化活動の成果を発表・紹介するもので、一般市民の鑑賞や参加が可能なものを対象とします。
- 分野(音楽や伝統芸能、美術など)が明確で、申請団体にその取組みにおける活動実績があることが条件です。
- 観光や視察に多くの時間を費やすようなものは対象外とします。
- 個人は対象となりません。

■助成金額

(助成金の算定)=対象経費×1/2以内(10万円以上10万円単位)

- 総事業費が50万円以下の場合は、10万円以上5万円単位の申請も可能です。

- 本やCDなどの制作事業については、制作費を対象に50万円を上限とします。(単なる記録誌や個人誌の発刊など波及効果が低いもの、文化ファンドの趣旨になじまないものは対象外。)
- 補助金によっては併用できない制度があります。必ず事前におたずねください。

[主な対象外経費]

備品購入費(汎用性の高いもの)、申請団体の構成員に対して支払われる経費、弁当等飲食費、電話代、振込手数料、賞金・賞品代、練習経費(リハーサル・ゲネプロは除く)、催事保険料、花束代、HPに関する経費、印紙代、会議費(打合せ経費)、領収書がとれない経費、予備費や消耗品費など根拠が無い経費、等。

※資金使途で判断しますので、このほかにも助成対象外となる経費があります。
※申請予算書には記入できない経費があります。添付の**収入支出予算書作成例**に沿って作成してください。

海外渡航事業の対象経費は、次の①②に限定します。(見積書をご提出いただきます。)

①事業遂行に必須な道具類の運搬費(助成率1/2)　②日本～渡航国の往復航空運賃(助成率1/2、且つ上限100万円)

■助成回数

I団体に対し3回まで助成します。また、最後に助成を受けてから5年を経過した場合、あらためて3回まで助成を受けることができます。（申請の都度、審査します。）

●参加者公募事業は、5回まで助成を受けることができます。詳細はHPをご覧ください。
（一例：出演者・参加者を一般公募して行う市民演劇や、美術工芸等の共同作品作り事業など。合同練習や共同作業を経て、最後にその成果を公開する事業を対象としています。公募作品展等は対象外です。）
●「国民文化祭」への参加旅費の助成は、別枠で3回受けることができます。
●I団体につき前期・後期各I事業まで助成を受けることができます。（助成回数はそれぞれI回ずつ数えます。）

運営委員会にて助成するに相応しくない事業、および団体と判断された場合は助成を行ないません。

助成の対象分野と事業例

ジャンル（文芸、美術、音楽、演劇、舞踊、伝統芸能、民俗芸能、文化財、伝統工芸など）による制限は特にありません。

1.地域文化振興

島根の歴史や神話・民話、文化財や風土を素材にして仕立てられる文化事業

例えば

□地域に残る史跡をテーマにしたシンポジウム
□神話をモチーフにした美術や文芸などの公募展
□歴史を題材にした演劇や音楽などの公演事業

［採択事業の紹介］

CACE I

日本の面影実行委員会（松江市）

小泉八雲を描いた『日本の面影』（作：山田太一）を、団体やジャンルの枠を超えて県内在住者が集まり、キャスト・音楽・舞台・音響など全て自分達で手掛け上演した。

CACE 2

続勘助物語映画制作委員会（松江市）

松江市持田地区に伝わる物語を題材にした短編映画を、市民有志と公募キャストで制作した。演技指導や台本作りなどは制作委員会の会員が担当し、完成作品の公開も積極的に行った。

2.芸術文化振興

多様な芸術文化活動の活性化を目指す文化事業

例えば

□音楽や演劇、舞踊、美術や書、写真など自分たちの取組みを発表する事業
□ワークショップなど体験・講習事業

［採択事業の紹介］

CACE I

島根県現代彫刻振興委員会（大田市）

廃校となった大田市富山小学校を会場に、ものづくりの体験教室と公募作品中心の美術展を開催した。地域との交流も生まれ、「とみやま」ならではのアート事業となった。

CACE 2

ヴォーカルアンサンブルレザミデュソン（益田市）

I部と2部では団体の特徴でもあるミサ曲など合唱のアンサンブルを、3部では地元演奏家との初共演で、映画「サウンド・オブ・ミュージカル」の楽曲を披露した。

CACE 3

浜田郷土民謡保存会（浜田市）

【第30回国民文化祭 かごしま2015】
＊国民文化祭参加助成
I7人で出演し、会場ステージや街中でのパレードなどで浜田節を披露した。他県の出演団体と情報交換も行い、今後の活動に有効な機会となった。

3.国際文化交流

国際文化交流の推進を目指す文化事業

例えば

□海外から団体を招聘し、合同で行う演奏会や舞台
□海外へ赴いて自分達の日頃の活動を発表する自主公演や、体験を目的としたワークショップ事業

［採択事業の紹介］

CACE I

日韓音楽交流実行委員会（松江市／大韓民国 大邱広域市）

日韓国交正常化50周年を記念し、世界のトップミュージシャンが集まる「大邱国際ジャズフェスティバル」に出場、音楽にのせて「友情、平和」を発信した。帰国後、韓国での交流成果を様々な場所で発表し、民間交流の大切さを訴えた。

CACE 2

石見神楽江津社中（江津市／トルコ コンヤ市）

江津市の神楽団体で選抜チームを作り、トルコ・コンヤ市での「国際神話音楽フェスティバル」に出場、「大蛇」などを上演した。高い関心を寄せられ、あらためて地域文化の素晴らしさを実感する機会となった。

事前相談は年中受付けております。

助成申込から給付までの手順

❶ お申し込み

必要書類をそろえ、当事務局へ郵送、またはお持ちください。
提出書類については、4ページをご覧ください。(チェックリスト付き)

[助成申込書類入手先]

各市町村窓口(文化行政担当課)、各県民センター、主要な公立文化施設など。「しまね文化ファンド」のホームページからダウンロードすることもできます。記入例も掲載しておりますので参考にしてください。

URL http://www.pref.shimane.lg.jp/life/bunka/shinkou/jyosei_jigyo/bunkafund/

しまね文化ファンド

❷ 審議・助成の決定

運営委員会において審議し、決定されます。

- ■採否の結果は文書でお知らせします。助成決定団体には、決定通知とあわせて助成金給付手続に必要な書類をお送りします。
- ■選考の結果、助成を見送らせていただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- ■採択団体については、ホームページ上で団体名、事業概要、助成決定金額などを公開するほか、情報誌等で紹介することがあります。

❸ 助成金の給付申請

事業の実施前に決定額の7割を受け取ることもできます。
詳しくは助成決定時にご案内します。
(ただし、事前給付ができない場合もあります。)

しまね文化ファンド 助成事業

❹ 事業の実施

ポスター、チラシなど印刷物に必ず文化ファンド指定のロゴマークを使用し、助成事業である旨を提示の上で実施していただきます。また、チラシ・ポスター類が完成したら速やかに事務局へご提出いただきます。

- ■団体HPなどを使って、自分達の活動や実施状況などを積極的に発信しましょう!

❺ 実績報告・助成金の精算給付

事業終了後**2カ月以内に**実績報告書をご提出いただきます。その内容を確認したうえで残額(または全額)を振り込みます。

- ■実績内容によっては、給付額の減額、あるいはすでに給付した助成金の返還を求める場合もあります。

年間スケジュール

	前期募集	後期募集
2016 11	募集期間 (11/21～12/20)	
12		
2017 1	ヒアリング	
2	審査会	
3	結果通知	
4	※(助成金制度合同説明会)	
5		募集期間 (5/1～5/31)
6		ヒアリング
7		審査会
8		結果通知
9	※(助成金制度合同説明会)	
10	事業実施時期(4/1～3/31)	事業実施時期(9/1～3/31)
11		
12		
2018 1		
2		
3		

※助成金制度合同説明会は、中止になることもあります。

◉近年の採択状況

年度	申請 件数	申請 金額(千円)	採択 件数	採択 金額(千円)	採択率
平成20年度	65	88,252	58	63,600	89.2%
平成21年度	72	80,837	59	57,100	81.9%
平成22年度	67	84,150	65	68,300	97.0%
平成23年度	56	70,250	53	57,550	94.6%
平成24年度	60	73,830	57	55,650	95.0%

年度	申請 件数	申請 金額(千円)	採択 件数	採択 金額(千円)	採択率
平成25年度	60	67,788	59	59,550	98.3%
平成26年度	55	50,030	54	42,550	98.2%
平成27年度	50	41,650	49	36,500	98.0%
平成28年度	44	36,620	43	31,250	97.7%
合計 (平成3年度～)	1,958	3,195,836	1,612	1,607,200	82.3%

■数値は採択ベースであり、実際の助成額は辞退や減額給付で変更しています。

提出書類について

①②はHPからダウンロードができます。その場合、質問項目を勝手に変えないでください。
http://www.pref.shimane.lg.jp/life/bunka/shinkou/jyosei_jigyo/bunkafund/

	提出書類	作成要領・注意点など	提出部数	チェック欄
①	**公益信託しまね文化ファンド助成申込書** （別記様式Ⅰ）	■申込書裏面の記入例に沿ってご記入ください。 ■氏名欄は自署をお願いします。	Ⅰ部	
②	**申請事業計画書** 記入例参照	■必ず所定用紙にご記入ください。「（Ⅰ）詳細欄」が狭い場合は、この部分に限り別紙記入を認めますが、全欄を別紙に記入し、所定用紙に「別紙参照」とだけ記載しての提出は受付けません。必ず所定用紙をお使いください。 ■**[参加者公募事業]**の場合は様式が異なります。専用の用紙をHPからダウンロードしてお使いください。	Ⅰ部	
③	**収入支出予算書** 作成例参照	■A4用紙を縦に使い、なるべくⅠ枚に収まるように作成してください。 ■見積書がある場合は、コピー（縮小可）も添付してください。	2部	
④	**団体の会則**	■会則、定款等。 ■会則等が無い場合、HP掲載の「団体紹介資料」を参考に作成してください。	2部	
⑤	**会員名簿**	■住所は町村名まで記載し、担当（役割）があれば記入してください。 ■会員が多く全員の記載が難しい場合は、主要な会員（役員・経理担当者等）を中心に作成してください。 ■実行委員会の場合は、会員の所属団体等もご記入ください。	2部	
⑥	**過去の活動記録** （A4用紙Ⅰ枚程度で）	■活動実績がある団体は必ず作成してください。 （記入必要事項：事業名、実施日、会場など。年表形式で可。） ■実績が多い場合は、近年の主要な活動を抜粋してください。 ■チラシやプログラム、新聞記事（掲載日を付記）などで直近のものを、参考資料として**2点程度添付**してください。（大量提出は不要。）	2部	
⑦	**その他の添付書類**	■海外渡航事業の場合、相手側の受入を証明する書類（招聘状）や公的な推薦書、旅程表などを添付してください。	Ⅰ部	

← 誤字・脱字や計算ミス、書類不足が無いか、全ての書類について必ず確認してください。

※提出書類は**A4用紙**に統一してください。
※申請書類は審査資料としてコピーしますので、袋とじやホチキス留めせず（クリップ等使用）ご提出ください。
※代表者は提出書類に不備がないかを確認し、①②は所定欄に、③～⑦の添付書類については、**各書類の下部に団体名と代表者の署名、捺印をお願いします。**不備が多い場合、審査できず不採択になることもあります。右の**チェック欄**を使って自己チェックを行ってください。
※提出書類の控えをとり、お手元で保管しておいてください。（ヒアリングで必要になります。）

提出方法　ご郵送される場合 ▶ **簡易書留扱い**でお願いします。締切日が近い場合は**速達**でお送りください。

提出先▶ 〒690-8501 松江市殿町1番地 「しまね文化ファンド事務局」 担当：前 島

皆様からの寄付を受け付けております。

～開かれたファンド～

しまね文化ファンドは島根県が拠出した22億円（全国最大規模）を信託財産に管理運用されていますが、より大きなファンドを育てるため、皆様より寄付をお願いしております。ご賛同をお待ちしております。詳しくは、しまね文化ファンド事務局までお尋ねください。

◆寄付金のお申し込みは・・・

銀行名　三菱UFJ信託銀行　本店営業部
口座種類　別段預金
口座番号　1046275
口座名義　公益信託しまね文化ファンド

◆制度のあらまし

公益信託は委託者がその資金を特定の公益目的に役立てるため、信託銀行に委託し、信託銀行は資金の管理運用に当たると共に、運営委員会の意見に基づいて、助成金の決定・給付など信託目的の実現に必要な事務を行う制度です。しまね文化ファンドは、委託者を島根県、受託者を三菱信託銀行株式会社（現 三菱UFJ信託銀行）として、平成３年８月に「日本最大の文化ファンド」として発足しました。
受託業務の適切な運営の確保については、信託管理人が置かれ、信託法等による義務のほか、主務官庁である島根県の監督を受けます。

●信託財産
17億8千万円（平成28年3月末現在）

●信託管理人
井上　昭一

●運営委員会
専門家・有識者等により構成

◆公益信託しまね文化ファンド設定趣意書

近年、わが国の経済力は、国際社会の中において大きな位置を占めるに至り、経済協力など多方面で「日本の役割」が注目され、海外でも日本文化に対する関心も高まりつつあります。また、国内では、安定成長時代が定着していく中で、ようやく、環境・文化・教育といった身のまわりの豊かさを見つめ直す時代が到来してきたともいえます。

そして、わが島根県の特色は、豊かで恵まれた自然や、歴史に育まれた個性ある生活文化が、今も息づいていることです。

自然環境保護・文化振興は国際的にも今日的重要課題であり、郷土島根においてもこれらを一層推進していくことが、県民一人一人の真の豊かさにつながっていくことと確信いたします。

私共は、こうした時代的要請に対応するため、とりわけ文化の振興に主眼をおき「公益信託しまね文化ファンド」を発足させることにしました。

本ファンドは
２２世紀を展望し
行政と民間が一体となり（民間資金も受け入れる開かれたファンド）
文化を担う人づくりを図り
地域の活性化を促進する
を基本イメージとし、効率的運用を図るものです。

この「開かれたファンド」は日本一のファンドでありますが、皆様のご理解をいただきながら、運営にも県民が参画し、より大きなファンドに育て上げていくことが大切です。

そして、将来の我々の子孫が島根に愛着と誇りをもって暮らせるよう、歴史と先進性が共生し、悠々として雄大な「しまね文化」を創造していきたいと考えます。

公益信託
しまね文化ファンド

お申し込み・お問い合わせ

公益信託しまね文化ファンド事務局［公益財団法人 しまね文化振興財団］ 担当：前 島
〒690-8501 松江市殿町１番地 TEL.0852-22-5500／FAX.0852-22-6412 fund@joe2.pref.shimane.jp

■しまね文化ファンドの情報は下記ホームページにてご覧いただけます。また、こちらから助成申込書をダウンロードすることもできます。

URL http://www.pref.shimane.lg.jp/life/bunka/shinkou/jyosei_jigyo/bunkafund/ しまね文化ファンド

島根の文化情報を発信しております。URL http://www.cul-shimane.jp/zaidan/

受託者　**三菱UFJ信託銀行株式会社 リテール受託業務部 公益信託課**
〒100-8212 東京都千代田区丸の内１丁目４番５号／TEL 0120-622-372（フリーダイヤル受付時間 平日9:00～17:00 土・日・祝日等を除く）

委託者　**島根県** 環境生活部文化国際課 文化振興室